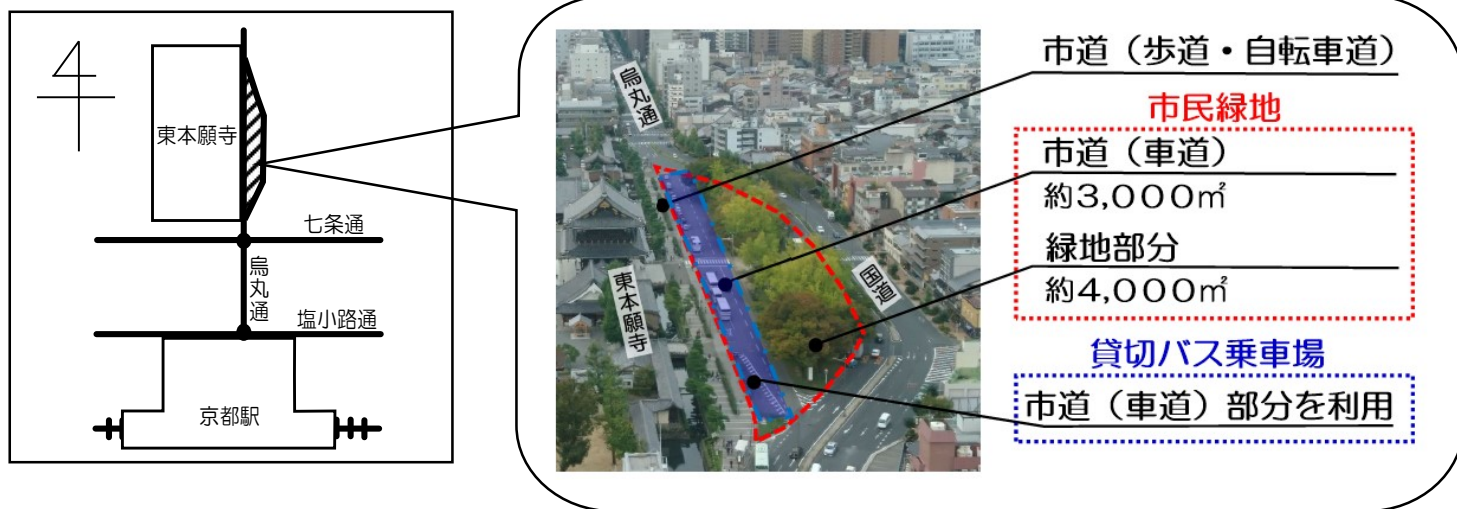


東本願寺前（京都市下京区）修学旅行バスの運用方法が変わります

～令和4年度実施の修学旅行から運用開始～

令和4年度に東本願寺前の車道部分（市道）と現在の緑地部分が一体的な緑の空間「市民緑地」として整備されます。これまでどおり、修学旅行の繁忙期（5～6月）は、この市民緑地を修学旅行用の貸切バス乗車場として利用していきます。整備に伴い、運用方法等が下記のとおり変わります。



1 運用方法

整備に伴い、これまでの車道部分とパーキングチケットを利用した運用（毎年5～6月実施）から、京都府バス協会と日本旅行業協会が立ち上げる「市民緑地修学旅行貸切バス運用実行委員会」（以下、「委員会」という。）が実施主体となり、市民緑地の一部分を乗車場として利用する運用に変わります。

市民緑地が整備されることによりパーキングチケットはなくなります（令和3年度内廃止予定）。

2 利用対象

(1) 利用者は修学旅行用貸切バス限定となります。

ツアーバスは利用不可となります。修学旅行シーズン（5～6月頃）のツアーバスの枠は、京都駅八条口貸切バス乗降場に確保する予定をしています。詳細は別途お知らせします。

(2) 委員会の会員のみ使用可となります。

市民緑地を使用するにあたり、利用方法・ルールを決めており、使用する旅行会社は委員会の会員となる必要があります。

(3) 委員会へ入会するには、委員会に入会届を提出する必要があります。

入会方法は委員会会則を参照して下さい。（入会費、年会費は不要）

3 利用方法

(1) 先行予約 先行予約方法は変わりません。

これまでと同様、京都駅八条口貸切バス乗降場の指定管理者が実施する先行予約受付期間に申し込みください（例年、10月上旬から10月中旬頃で実施しています）。予約の状況により、東本願寺前に乗車場が割振られます。

(2) 通常予約 通常予約の受付期間が変わります。

通常予約の予約受付期間は、下記の期間に変わります。

○5月利用の受付期間（利用日の3箇月前から4月の第二金曜日まで）

○6月利用の受付期間（利用日の3箇月前から5月の第二金曜日まで）

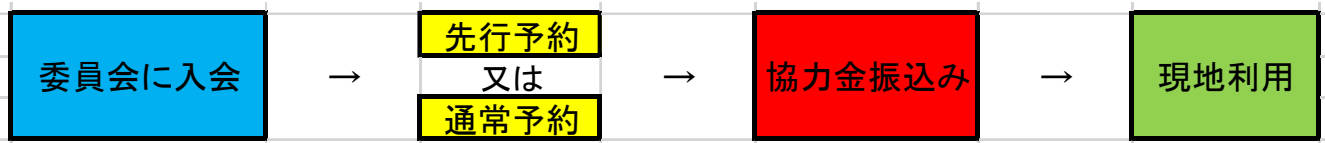
（利用方法や予約方法等の詳細は裏面を参照ください。）

4 利用料金

協力金 1台あたり2千円の協力金を納付して下さい。

修学旅行用貸切バスの受入に必要な安全対策費（協力金）として納付して下さい。

(現地利用までの流れ)



委員会への入会方法

○委員会に加入する場合は、入会届を委員会に提出し、委員会会長の承認を受ける必要があります。
※詳細は会則を参照して下さい。

先行予約

○これまでと同様に予約サイトから予約を受け付けます。
・申込期間（例年、10月上旬から10月中旬頃で実施）
※予約状況に応じて本市で乗車場所の振り分けを行います。（八条口乗降場、臨時降車場、市民緑地のいずれかに割振ります。）

通常予約

○これまでと同様に予約サイトから予約を受け付けます。
・予約期間は下記のとおりです。
5月利用の申込期間（利用日の3箇月前から4月の第二金曜日まで）
6月利用の申込期間（利用日の3箇月前から5月の第二金曜日まで）

協力金振込み

○振込方法：東本願寺前市民緑地を利用する場合は、運用規程に示す振込先に協力金（1台あたり2千円）の振込みをお願いします。
○振込期間：5月利用の振込期間（12月1日から4月の第三金曜日まで）
6月利用の振込期間（12月1日から5月の第三金曜日まで）

委員会の担当者の役割

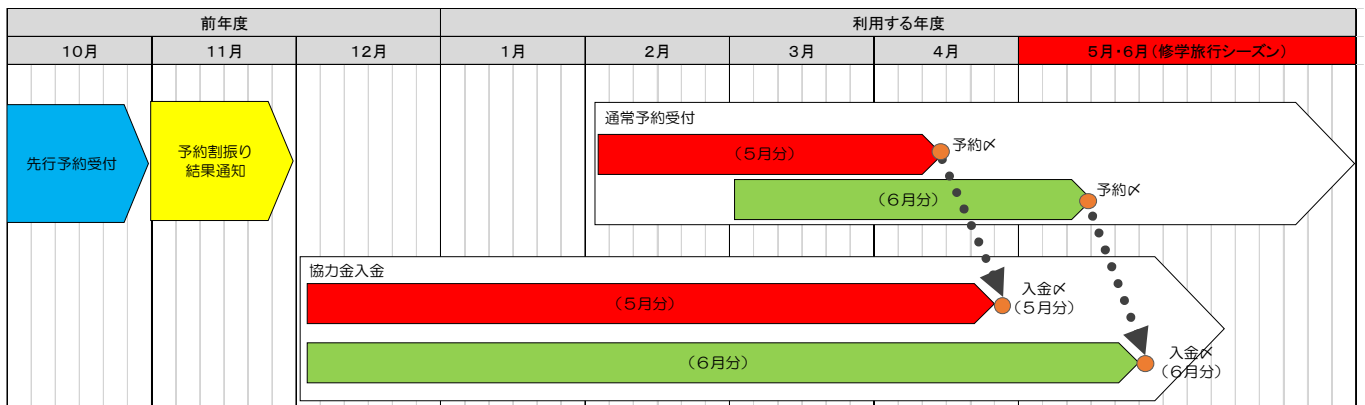
委員会の事務局となる京都府バス協会との連絡の窓口となり、予約内容に関する問い合わせの対応や協力金の振込み確認の連絡の対応などをして頂きます。

現地の運用方法等

利用方法、予約方法、振込先、振込方法、取消し等は、会則と運用規程を参照して下さい。

問い合わせ先

委員会事務局の一般社団法人京都府バス協会にお問い合わせください。
(利用方法・予約方法等についてのスケジュール)



**注意：市民緑地では、駐車利用はできません。（修学旅行バス（5月～6月）の乗車利用のみ可能）
また、国道24号は駐車禁止となっておりますので、近隣の駐車場を御利用下さい。**

発行：市民緑地修学旅行貸切バス運用実行委員会（令和3年4月）

市民緑地修学旅行貸切バス運用実行委員会 運用規程

第 1 章 総則

(趣 旨)

第 1 条 この規定は、市民緑地修学旅行貸切バス運用実行委員会（以下「委員会」という）の運用に関し、必要な事項を定めるものである。

(定 義)

第 2 条 本規程における用語は、本規程において定めるもののほか、市民緑地修学旅行貸切バス運用実行委員会会則（以下「会則」という。）において使用する用語の例による。

第 2 章 運用

(協力金の納入)

第 3 条 協力金の納入に際しては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 関係車両を運行する者は、予約確定次第、利用月の前月の第 3 週目の金曜日までに振り込むこととする。
- (2) 会則第 5 条第 3 項に規定する委員会名義の銀行口座（以下「振込口座」という。）は、口座開設後、口座情報を記載し本規程を改定する。
- (3) 振込口座への協力金の納入に際しては、「利用日、学校名、委員会会員の所属先、利用台数」を振込依頼人名とする。
(記載例：2021年5月10日、京都中学校、御池旅行株式会社、5台の場合、「210510キョウトチュウ.オイケリョウ5」)
- (4) 協力金の振込手数料は、関係車両を運行する者の負担とする。

(取り消し・変更)

第 4 条 予約システムの締切日以降に、予約内容の変更は受け付けない。ただし、天変地異等の乗車利用する者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 予約システムの予約締切日以降に予約を取り消す者は、必ず事務局へ利用日の 1 週間前までに連絡することとする。
- 3 納入済の協力金は返金しない。ただし、天変地異等の乗車利用する者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(現地運用)

第 5 条 会員は次の各号に定める事項を厳守することとする。

- (1) 関係車両 1 台あたりの乗車利用の時間は、原則、20 分以内とする。

- (2) 会員は、待機中及び移動中の修学旅行生の安全に十分配慮するとともに、その他の通行者等の妨げにならないように十分配慮する。
- (3) 会員は、乗車利用時に委員会の配置する交通誘導員の指示に従う。
- (4) 会員は、会員以外の貸切バス会社を利用する場合、その者に本規程を周知する。

第3章 その他

(規程の改定)

第6条 規程の改定は、会長が役員の見解を聴いたうえで行うこととする。

(雑 則)

第7条 規程に定めのない事項については、会長が役員の見解を聴いたうえで決定する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

入会届

市民緑地修学旅行貸切バス運用実行委員会会長様

市民緑地修学旅行貸切バス運用実行委員会に入会したく、市民緑地修学旅行貸切バス運用実行委員会会則第 7 条第 1 項に基づき、届け出します。

名称：

代表者役職・氏名：

住所：

代表電話番号：

代表 FAX 番号：

担当部署：

担当者名：

担当者のメールアドレス：

担当部署の電話番号：

担当部署の FAX 番号：

年 月 日

印